受
27.10.-5
日本税理士会連合会

課　個　6　－　13
平成 27 年 10 月 2 日

日本税理士会連合会会長
神津　信一　殿

国税庁課税部個人課税課長
山崎　浩二

所得税のプレプリント申告書の送付対象者の見直しについての周知の御協力について（依頼）

平素から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では従前から、継続的に申告が必要な方に対し、納税者サービス、確定申告に係る広報及び事務処理の効率化等を目的として、プレプリント申告書の事前送付を実施しておりますが、近年のＩＣＴ申告の進展や行政コスト削減の観点から、逐次見直しを図ってまいりました。

近年、プレプリント申告書が使用されていないケースが多いことや、プレプリント申告書の事前送付がＩＣＴ利用率の向上を阻害しているのではないかという意見があること、ＩＣＴ環境の変化に伴うＩＣＴ利用率の更なる向上の可能性からプレプリント申告書の利用が更に減少するのではないかといった問題意識から、別添のとおりプレプリント申告書の送付対象者を見直すこととし、税理士関与の申告については、e-Tax 申告と同様に、書面により申告した関与先に対しても、翌年からプレプリント申告書を送付しないこととといたしました。

貴会におかれましては、貴会の会報等における広報に加え、各税理士会及び税理士の皆様に、次の２点について御周知くださいますようお願い申し上げます。

・　前年の申告に税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者のうち、試行局である福岡局及び高松局の納税者に対しては、平成 28 年分申告からプレプリント申告書を送付しません。また、試行により判明した課題等について必要な対策を講じた上で、それ以外の局の納税者に対しては、平成 29 年分申告からプレプリント申告書を送付しないこととしています。

・　書面により申告書を提出されている税理士の皆様は、上記のスケジュールでプレプリント申告書が送られなくなることを、関与先の納税者にお伝え願います。

所得税のプレプリント申告書の送付対象者の見直しについて

平成27年10月
国税庁

（別添）

所得税のプレプリント申告書に関する国税庁のこれまでの取組

継続的に申告が必要な方に対して、①納税者サービス、②確定申告に係る広報、③事務処理の効率化等を目的としてプレプリント申告書を事前に送付

見直し

・ICT申告の進展
・行政コストの削減

見直し内容

・平成19年分確定申告期：　翌年の確定申告に必要な情報を納税者のメッセージボックスに格納することを前提に、e-Tax利用者（自宅からの本人送信又は税理士の代理送信）をプレプリント申告書の送付対象者から除外

・平成22年分確定申告期：　税理士の無料相談等によるe-Tax利用者に対して、プレプリント申告書に代えてお知らせはがきを送付

○　プレプリント申告書送付件数

平成18年分
約1,745万件

→

平成26年分	①うち税理士関与分
約760万件	約91万件

→

②税理士関与分のうち プレプリント申告利用者
約48万件

（53%）

プレプリント申告書に対する国税庁の問題意識及び対応案

問題意識

① プレプリント申告書を使用していないケースが多い

（参考）税理士及び相談機関等を利用していない納税者のプレプリント申告書の使用割合は約85％

② プレプリント申告書の事前送付がICT利用率の向上を阻害しているとの意見

③ 次の２点から、税理士関与分のプレプリント申告書の利用が更に減少すると想定

・税理士関与分の平成26年分申告の概ね7割がe-Taxを利用

平成26年分申告（税理士関与分）約420万件のうち、代理送信 約300万件

・e-Taxに係る添付書類のイメージ送信等、環境変化に伴うICT利用率の向上の可能性

見直し

平成28年分申告において
高松・福岡で試行

相談区分等	翌年送付物（現状）
① 税理士関与	プレプリント申告書
② 青色申告会	
③ 無料相談	
④ 地方団体	
⑤ その他（手書き等）	

翌年送付物（対応案）
なし（納付書は送付）
お知らせはがき
お知らせはがき（注1）又はプレプリント申告書（注2）

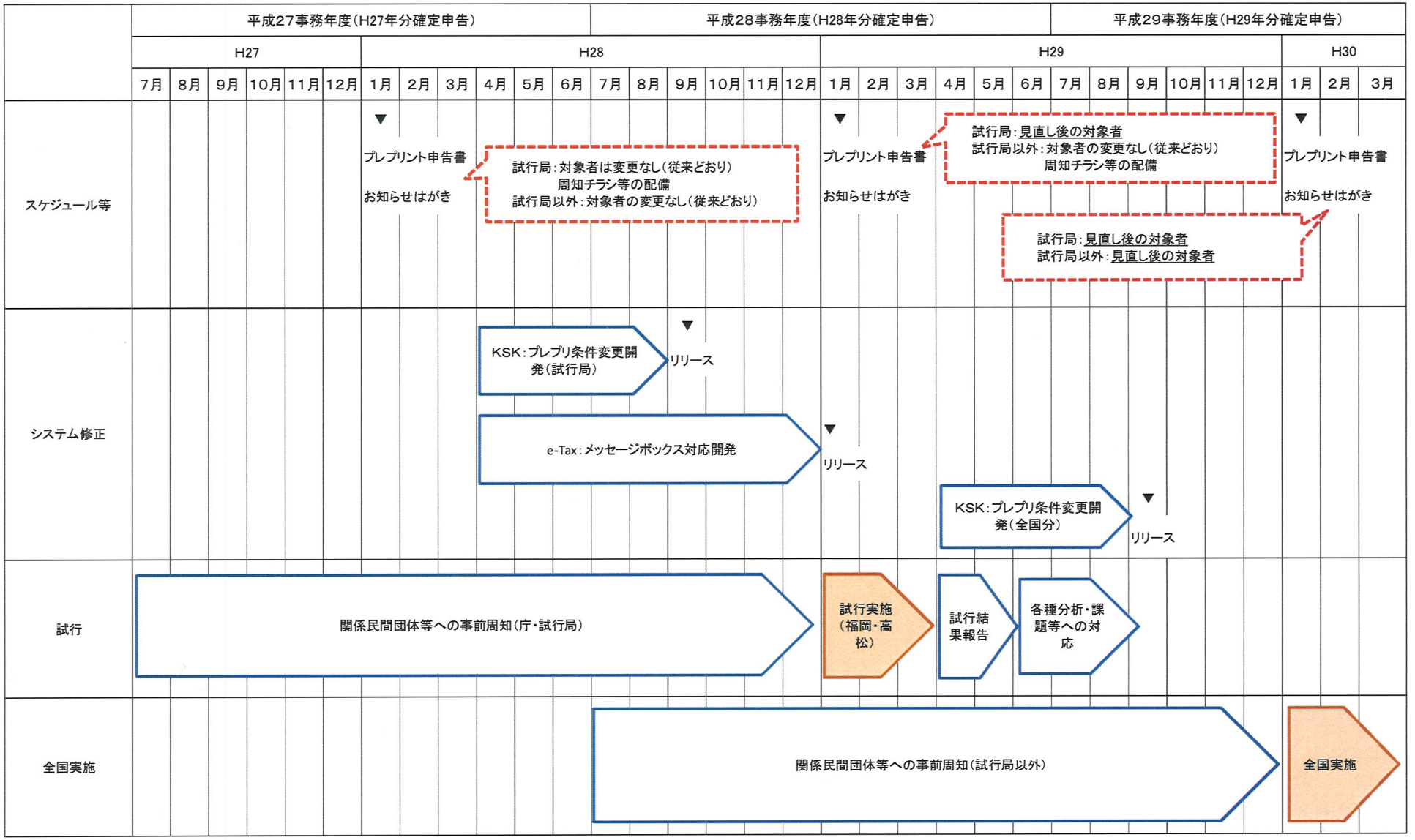
【申告に必要な情報の参照方法（案）】

電子申告開始届出書を送信
↓（1週間以内を目途）
青白区分や予定納税額等の情報をメッセージボックスに格納することを検討中

（注1）給与所得者等のICT利用への移行が期待される納税者に限定

（注2）無申告防止等の観点から、次の者は従前どおりプレプリント申告書を送付
・事業所得者
・消費税課税事業者　等

プレプリント申告書の送付対象者見直しに係るスケジュール等



お願いしたい事項

税理士会の会合等において、次の内容を周知願います。

○　前年の申告に税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者に対しては、平成29年分申告（試行局である福岡局及び高松局は平成28年分申告）から、プレプリント申告書が送られません。

○　書面により申告書を提出されている税理士の皆様は、プレプリント申告書が送られなくなることを、関与先の納税者にお伝え願います。